

浜松市社会福祉施設等指導監査委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人、社会福祉施設、施行事務の実施機関（以下「監査対象法人等」という。）に対する指導監査及び有料老人ホームに対する指導調査の方針その他について協議し、指導監査及び指導調査事務を計画的かつ効果的に実施するため、浜松市社会福祉施設等指導監査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 浜松市社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「指導監査実施要綱」という。）第4条第1項に定める指導監査実施計画及び浜松市有料老人ホーム指導調査実施要綱（以下「指導調査実施要綱」という。）第3条に定める指導調査実施計画に関する事項
- (2) 指導監査実施要綱第14条第1項及び指導調査実施要綱第13条第1項に定める指導に関する事項
- (3) その他委員会の設置目的に照らし必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会は、健康福祉部及び子ども家庭部の社会福祉施設を所管する課長以上及び部長が指名する職員をもって構成するものとする。ただし、次長については含めないことができるものとする。

- 2 前項に掲げる委員が委員会に出席できない場合は、当該委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、子ども家庭部長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を掌理し、委員会を代表する。

(運営)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第2項の規定に基づき代理出席を認められた者は委員とみなす。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の職員又は監査対象法人等の職員に委員会への出席を求め、説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課指導監査担当課長が行う。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成13年10月1日から平成14年3月31日までの間において、第4条第2項中「次長」とあるのは「福祉事務所長」とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。